

農林・畜産・漁業者／食品営業者
食品関連事業者の皆さんへ



茨城県 食の安全・安心推進条例

「茨城県食の安全・安心推進条例」の施行に伴い、食品の安全性を確保するため、食品関連事業者の皆さんに、次の3つの制度が義務付けられます。

- 1 残留農薬基準等に違反した農林水産物の出荷・販売の禁止
- 2 食品衛生法に違反した食品等の自主回収の県への報告
- 3 食品等を輸入した際の県への届出

これらの制度は平成22年4月1日から施行します。制度の趣旨をご理解の上、ご協力くださいますよう、よろしく申し上げます。

※食品関連事業者

農林漁業の生産資材、食品(その原料・材料となる農林水産物を含む)、添加物、器具、容器包装の生産・輸入・販売等を行う事業者

1 残留農薬基準等に違反した農林水産物の出荷・販売の禁止

無登録農薬や未承認の動物用医薬品を使用して生産した農林水産物、又は残留基準値を超える農薬や動物用の医薬品の成分が検出された農林水産物の出荷・販売を禁止します。

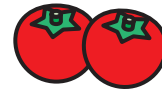
無登録農薬や未承認の動物用医薬品の使用については、農薬取締法及び薬事法で禁止されていますが、使用して生産された農林水産物の出荷・販売を禁止する法令はこれまでありませんでした。また、食品衛生法では流通した食品に対して規制していますが、農林・畜産・漁業者に対し出荷を規制していません。

このため、県では、農林・畜産・漁業者に対し、下記のように出荷・販売の規制を行うことといたしました。

(1) 農林水産物の出荷及び販売が禁止される場合

- ① 農薬取締法第11条の規定により使用を禁止された農薬を使用して生産された場合

例えば… トマトに無登録農薬を使用 → **出荷・販売禁止!**



- ② 薬事法第83条の3の規定により使用を禁止された動物用医薬品を使用して生産された場合

例えば… 豚に未承認動物用医薬品を使用 → **出荷・販売禁止!**



- ③ 食品衛生法第11条第1項に規定する基準若しくは規格に合わない場合又は農薬、飼料添加物及び動物用の医薬品の成分である物質が同条第3項に規定する量を超えて残留する場合(同項ただし書に該当する場合を除く。)

例えば… ほうれん草に基準を上回る農薬が残留 → **出荷禁止!**



(2) 立入検査

条例の施行の限度において、県は食品関連事業者に対して、報告を求めたり、施設等への立入検査を行うことができます。

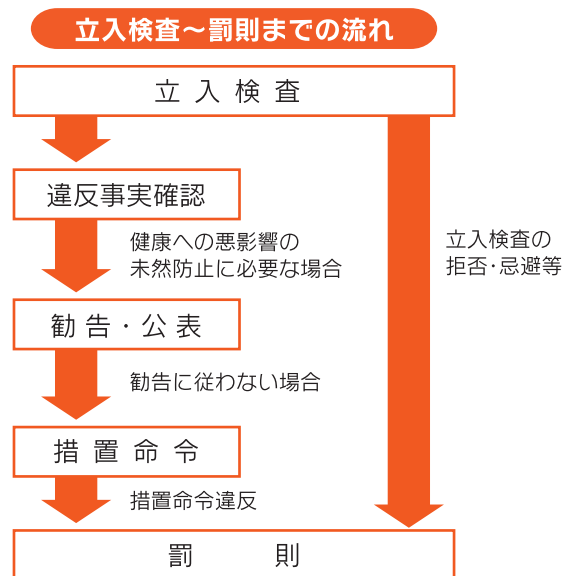
(3) 勧告・公表、措置命令

食品による健康への悪影響を未然に防止するために必要なときは、県は食品関連事業者に対し、必要な措置を行うよう勧告し、公表することができます。

さらに、正当な理由なく勧告に従わない場合、県は食品関連事業者に対し、必要な措置を行うよう、命令することができます。

(4) 罰則

- ・措置命令に違反した場合→ 50万円以下の罰金
- ・立入検査を妨げるなどの行為を行った場合→ 30万円以下の罰金
- ・従業員等が違反行為をした場合、法人等に対しても、罰金刑を科すこととなります。



2 食品衛生法に違反した食品等の自主回収の県への報告

県内の食品関連事業者は、食品衛生法に違反した食品等の自主回収を行う場合、県への報告が義務付けられました。

県は、食品関連事業者からの報告により食品の自主回収に関する情報を把握し、報道機関への資料提供やホームページへの掲載等を行います。これにより、食品等の回収を促進し、健康被害の未然防止、又は拡大防止を図ります。

(1) 報告を行う事業者

県内に事業所その他の事業の用に供する施設又は場所を有し、食品等の自主回収を行う食品関連事業者です。

(2) 報告が必要な自主回収

次のような理由で食品等の自主回収を行う場合は、県への報告が必要です。

- ①食品衛生法に違反した場合(原則、表示違反は除く。ただし下記②から④までは報告が必要)
- ②消費期限または賞味期限を本来の設定より長く表示した場合
- ③原材料表示からアレルギー原因物質(特定原材料※に限る。)の表示が欠落した場合
- ④保存方法の表示基準に違反した場合
- ⑤適切な衛生管理が行われていないことにより、意図しない微生物、化学物質又は異物が含まれ、もしくは付着した場合又はその疑いがある場合
- ⑥食品等によるものと疑われる健康被害が現に生じている場合において、同様の被害の原因となるおそれがある場合
- ⑦行政処分の対象となった食品等と同種又は類似の食品であって、同様の違反のおそれがある場合

※特定原材料:食品衛生法施行規則別表第6に掲げる食品(えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生)。同規則第21条で表示を義務づけている。

(3) 報告する内容

○自主回収に着手した場合

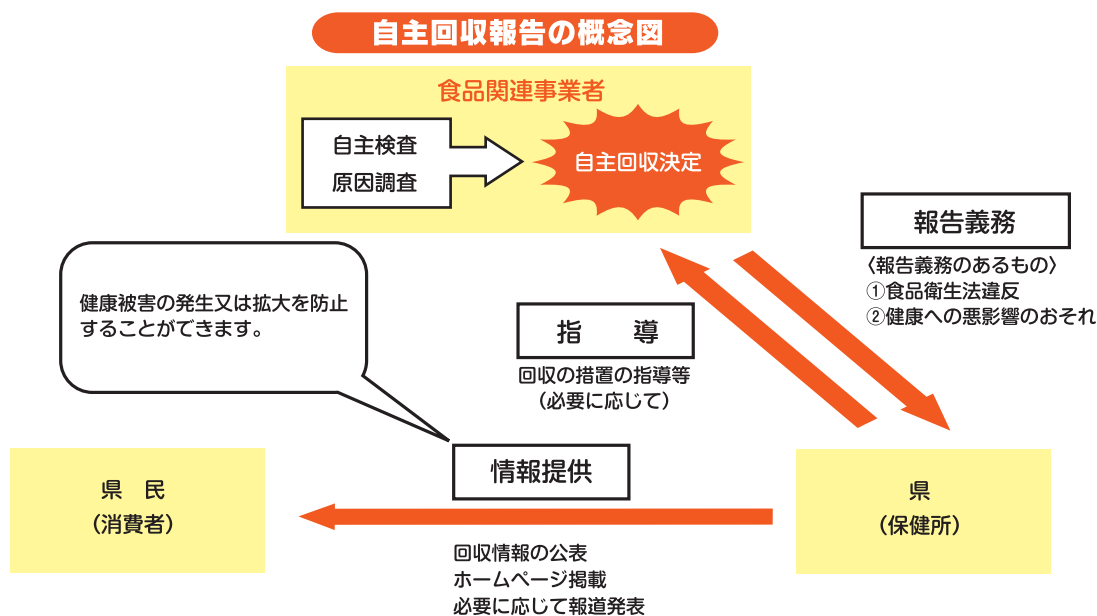
「自主回収着手報告書」(茨城県食の安全・安心推進条例施行規則(以下「施行規則」という。)様式第1号)に、回収する食品等の商品名(名称)や食品等を特定する情報等の必要事項を記載し、遅滞なく報告してください。

○自主回収を終了した場合

「自主回収終了報告書」(施行規則第2号)に必要事項を記載して報告してください。

(4) 報告書の提出先

管轄する保健所等に提出してください。



3 食品等を輸入した際の県への届出

県内の食品関連事業者が食品等を輸入する場合、県への届出が必要となります。県は、県内の食品等輸入者を把握することにより、万が一輸入食品を原因とした健康被害が発生した場合に、迅速な対処が可能となります。

届出を怠った際は過料が課せられますので、必ず届出を行ってください。

(1) 届出を行う事業者

食品を輸入した際、検疫所に対し、食品衛生法第27条の規定に基づく「食品等輸入届出書」を提出した者であり、その届出に記載した輸入者の住所が茨城県内にある者が届出の対象となります。

食品衛生法第27条では、届出者は「販売の用に供し、又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装を輸入しようとする者」と規定されています。このため、個人的に使用するために食品等を輸入する場合は届出の必要はありません。

(2) 届出を行う時

平成22年4月1日以降で、食品等を輸入した場合、食品等を輸入した日(※)から30日以内に届出を行います。1度届出を行えば、届出内容に変更がない限り、再度届出を行う必要はありません。

※「食品等を輸入した日」とは…食品衛生法第27条の規定による届出を行った日を「食品等を輸入した日」とみなします。

(3) 届出内容

○食品等を輸入した場合

「食品等輸入届」(施行規則様式第3号)に、氏名及び住所や輸入に係る食品等の種類など必要事項を記載し届出を行ってください。

○すでに届け出ている内容に変更がある場合

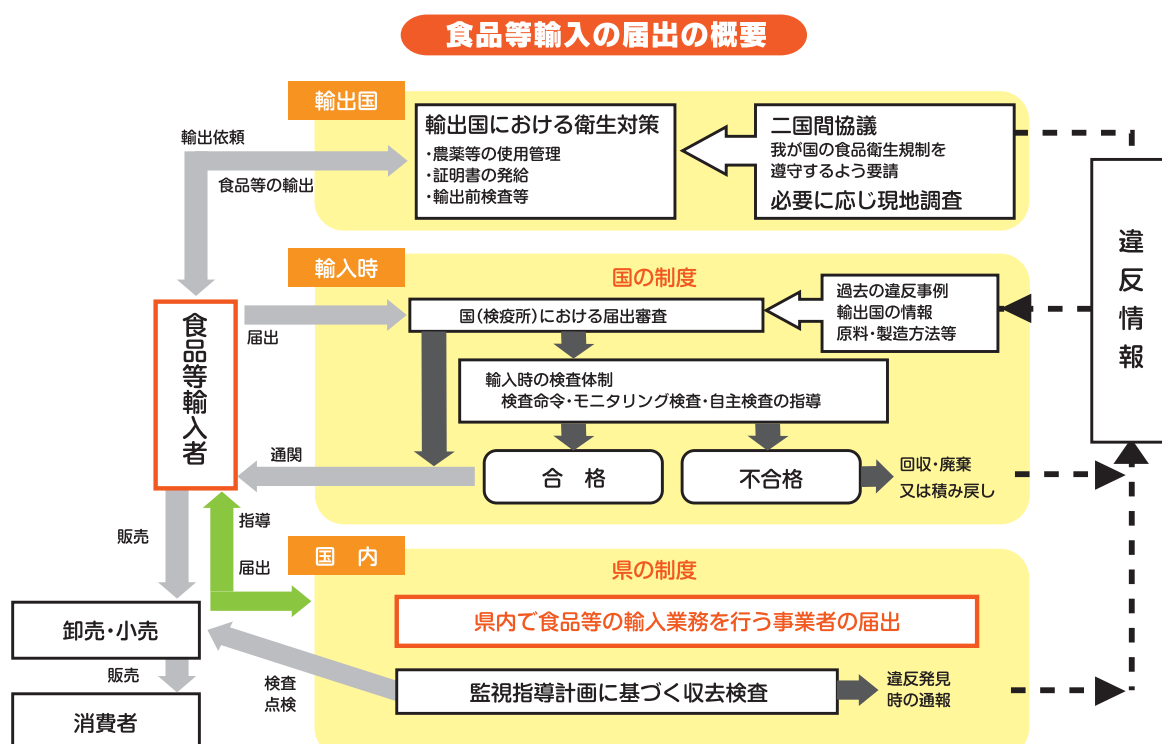
「食品等輸入変更届」(施行規則様式第4号)に、変更内容を記載し届出を行ってください。

(4) 届出の提出先

管轄する保健所に提出してください。

(5) 届出を怠った場合

食品等を輸入した日から30日以内に届出を行わなかった場合、茨城県食の安全・安心推進条例第28条に基づき、5万円の過料(金銭罰)が課せられます。



茨城県食の安全・安心推進条例の体系

前 文

第1章 総則(第1条～第6条)

■目的(第1条)

基本理念を定義 県・食品関連事業者及び県民の責務と役割を明確化 県の施策を総合的に推進

県民の生命及び健康の保護安全にかつ安心して消費できる食品の生産及び供給

■基本理念(第3条)

県民の生命及び健康の保護
科学的知見に基づく施策の推進
県, 食品関連事業者及び県民の責務と役割の認識

県の責務
(第4条)

食品関連
事業者の責務
(第5条)

県民の役割
(第6条)

施 策 ・ 取 組

第2章 食の安全・安心の確保に関する基本的施策(第7条～第16条)

- 基本方針
- 監視等
- 安全にかつ安心して消費できる農林水産物の安定的な供給
- 情報の収集及び提供
- 表示の適正化の推進
- 危機管理体制の整備
- 市町村等との連携
- 調査研究の推進等
- 認証制度
- 食育及び地産地消の推進

第3章 食の安全・安心の確保に関する具体的措置(第17条～第22条)

- 農林水産物の出荷規制
- 自主回収の報告・公表
- 食品等輸入の届出
- 立入検査・勧告等

第4章 県民参画の推進(第23条～第24条)

- 施策の提案
- 情報及び意見交換の推進

第6章 罰則(第26条～第28条)

- 罰金
- 過料

第5章 雑則(第25条)

- 規則への委任

新しい制度の問い合わせ先

課・所	郵便番号	住 所	電話番号 (ダイヤルイン)	備 考
農林水産部農産課	310-8555	水戸市笠原町978-6	029-301-3931	※食品等輸入届に関することは、保健福祉部生活衛生課食の安全対策室又は保健所のみが窓口となります。
農林水産部園芸流通課			029-301-3966	
農林水産部畜産課			029-301-3982	
農林水産部林政課			029-301-4026	
農林水産部漁政課			029-301-4070	
保健福祉部生活衛生課食の安全対策室			029-301-3424	
水戸保健所	310-0852	水戸市笠原町993-2	029-241-0100(代)	
ひたちなか保健所	312-0005	ひたちなか市新光町95	029-265-5645	
常陸大宮保健所	319-2251	常陸大宮市姥賀町2978-1	0295-52-1157(代)	
日立保健所	317-0065	日立市助川町2-6-15	0294-22-4190	
鉾田保健所	311-1517	鉾田市鉾田1367-3	0291-33-2158(代)	
潮来保健所	311-2422	潮来市大洲1446-1	0299-66-2116	
竜ヶ崎保健所	301-0822	龍ヶ崎市2983-1	0297-62-2163	
土浦保健所	300-0812	土浦市下高津2-7-46	029-821-5364	
つくば保健所	305-0035	つくば市松代4-27	029-851-9287(代)	
筑西保健所	308-0021	筑西市甲114	029-24-3913	
常総保健所	303-0005	常総市水海道森下町4474	0297-22-1351(代)	
古河保健所	306-0005	古河市北町6-22	0280-32-3021(代)	

●このパンフレットについてのお問い合わせは

茨城県食の安全・安心対策連絡会議事務局 (茨城県保健福祉部生活衛生課食の安全対策室)

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6

TEL:029-301-3424 FAX:029-301-0800 E-mail: seiei2@pref.ibaraki.lg.jp

いばらき食の安全情報WebSite

<http://www.shoku.pref.ibaraki.jp/>

この条例の概要や食中毒に関する情報等、食の安全に関する様々な情報を提供しています。